告 示

埼玉県告示第二百六十九号

とい 自立 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項 邦人等の \mathcal{O} 四条第四項に 生活保護法 、 う。 とお の支援に関する法律 \smile ŋ 廃止 円滑な帰国の促進並びに 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 の届出が おいてその例によるも た。 1項におい の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 護機関 てその例に 永 住帰国 のとされた生活保護法第五十四条の二第二項 (同条第二項及び中国残留邦 よるものとされた生活保護法第五十四 した中国残留邦人等及び特定配 以 下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者 \mathcal{O} 残

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

	お	中之			
	おぶすまの里	中央店	名称		
	礼一五〇八—一 大里郡寄居町牟	吉川市吉川二—		所在地	
応型共同生活介護 介護予防認知症対	生活介護。型共同	居宅介護支援	管理指導介護予防居宅療養	居宅療養管理指導	サービスの種類
二平 十成 日 十 五 年 四 月			- 令和四年一月三十		廃止年月日

	組 埼 合玉 皆医 野療 病生 院活 協											
	野秩 二父 ○郡 三皆 一野 一町 一皆											
所療養介護 介護予防短期入	養管理指導 介護予防居宅療	ハビリテーション介護予防訪問リ	護 介護予防訪問看	施設 介護療養型医療	居宅介護支援	護 短期入所療養介	通所介護	導客療養管理指	計 問リハビリテ	訪問看護		
	一令 日和 四 年 一 月 三 十											